

## 《参考資料》

### (1) 区の評価結果一覧(56施設)

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H26 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
1	東京都台東区立浅草公会堂 [明治座・野村不動産パートナーズグループ]	ホール利用率(利用単位/利用可能単位)	80.4	%	A	A	S	A	妥当	施設の利用率は高い水準を維持している。また、管理経費の効率化にも取り組んでいるため収支状況も適正である。利用者アンケートの評価も概ね適正であり、事業運営及び施設管理は適切に実施している。
2	東京都台東区母子生活支援施設さくら荘 [社会福祉法人愛隣団]	延世帯数	73	世帯	A	A	S	A	妥当	第三者機関の評価も高く、全体的に適切な施設運営が行われている。入所者それぞれの課題に合わせた支援がされており、退所者に対しても長期的な支援が行われている。
3	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター [特定非営利活動法人子育て台東]	あそびひろば利用者数	23,680	人	A	A	A	A	妥当	職員の保有資格や技能を生かした親子遊びプログラムを実施し、利用者からも好評であった。また、ひろば利用者からの相談件数も増えている。
4	東京都台東区立下町風俗資料館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	53,757	人	A	A	S	A	妥当	施設改修工事に伴い、約1か月半の休館期間があったため、入館者数こそは減となったが、休館期間を除いた平均入館者数は前年度より増となっている。また、写真撮影可能な場所をわかりやすくするなど、来館者サービスの向上に努めている。
5	東京都台東区立一葉記念館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	15,249	人	S	A	S	A	良好	連携協定を活かした特別展の充実や来館者のニーズに沿った新しい事業への積極的な取組み、集客が見込まれる西の市の日の臨時開館・開館時間延長などの運営努力が入館者数の回復に繋がった。
6	東京都台東区立朝倉彫塑館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	47,189	人	A	A	S	A	妥当	谷中地区の観光スポットとして欠かせない施設となっており、名勝・登録有形文化財である館の維持管理に配慮しながら、それにふさわしい施設整備や企画展示、来館者サービスを行なっている。
7	東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	休館中		A	A	A	A	妥当	休館中においても、関係団体とのネットワーク維持を考慮し、事業を再開させるなど、再開後を見据えた事業運営を行なっている。また施設や物品管理についても適切に行われている。
8	東京都台東区立書道博物館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	13,442	人	S	A	S	A	良好	桜の時期の臨時開館など新しい試みで来館者サービス向上を図っている。また、東京国立博物館との連携事業は貴重な資料を多数保有する施設の利点を活かしており、入館者数は前年を上回った。
9	東京都台東区立産業研修センター [公益財団法人台東区産業振興事業団]	研修センター稼働率	22.4	%	A	A	A	A	妥当	協定等の基準に基づき事務処理を含め適切に管理されている。また、施設利用者アンケートを基に要望を把握し、パソコン講座の回数を増やす等、運営に反映するよう努めている。
10	東京都台東区立老人福祉センター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	27,592	人	A	A	A	A	妥当	利用者数は前年と比べ増加しており、利用者の満足度についても高い数値を維持している。施設管理や法令の遵守も適正に行われている。
11	東京都台東区立入谷老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	28,779	人	A	A	A	A	妥当	サービスの向上等への積極的な取組み姿勢がみられ、利用者数、利用率とも向上している。
12	東京都台東区立橋場老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	25,450	人	A	A	A	A	妥当	サービスの向上等への取組み姿勢がみられ、利用者数も増加している。利用者の満足度も高く、施設運営は適切になされている。
13	東京都台東区立三筋老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	41,255	人	A	A	A	A	妥当	利用者のニーズに柔軟に対応し、満足度も高い水準を維持していることから、全体としては適切な運営がなされている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H26 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
14	東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(特養+ショート)	95.6	%	A	A	A	A	妥当	年末の退所者増加に対応できず利用率は低下したが、基準以上の専門職の配置や全職員の研修計画作成などのサービス向上のための取組みが行われ、適切な施設運営が行われている。
15	東京都台東区立特別養護老人ホーム谷中 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(特養+ショート)	97.5	%	A	A	S	A	妥当	サービス向上や利用者およびその家族の利便性向上を図る取組みが様々なされており、満足度も高い。全体として適切な運営がなされている。
16	東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(特養+ショート)	97.7	%	A	A	A	A	妥当	昨年に引き続き高い利用率を維持しており、施設の事業・管理運営についても適切に行われている。
17	東京都台東区立特別養護老人ホーム蔵前 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	99.2	%	S	A	S	A	良好	医療依存度の高い利用者の受け入れや、経口摂取を継続するための取組みなど、利用者サービスの向上に努めている。また、利用者の要望に対応した取組みにより、利用率が向上し、良好な管理運営となっている。
18	東京都台東区立特別養護老人ホーム台東 [社会福祉法人聖風会]	利用率(特養+ショート)	94.0	%	A	A	A	A	妥当	利用率は低下したが、業務基準書に基づいた適切な施設管理がなされるとともに、高い水準でのサービス提供体制が維持されており、全体としては適切に運営されている。
19	東京都台東区立特別養護老人ホーム千束 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(特養+ショート)	99.3	%	A	A	B	A	要努力	利用者の要望等に沿って迅速にサービスを提供する点で、改善の余地が認められる。介護サービスの在り方や適切な施設運営の実施などについてさらなる検討・充実が望まれる。
20	東京都台東区立ケアハウス松が谷 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	94.0	%	A	A	A	A	妥当	入居者と職員が関わりながら事業運営や省エネ等の環境配慮に取り組んでおり、適切な施設管理を行っている。
21	東京都台東区立あさくさ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(一般型デイサービス)	83.1	%	A	A	A	A	妥当	活動内容の充実など、サービス向上のための多様な取組みにより、一般型デイも認知症対応型デイも共に利用率が向上した。また、利用料金収入の増加により、収支状況も改善している。
22	東京都台東区立うえの高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	87.6	%	A	A	S	A	妥当	自主事業の実施や、レクリエーションの充実といったサービス向上への取組みにより、利用率が向上し、予算執行も適正にされている。施設管理も問題なく行われており、全体として適正な運営がなされている。
23	東京都台東区立やなか高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	84.4	%	A	A	A	A	妥当	介護保険の運営基準に則った、適正な施設運営を行っている。利用者の利便性に配慮した取組みにより、サービスの向上が図られており、利用者の満足度は高い。
24	東京都台東区立みのわ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率(一般型デイサービス)	80.6	%	A	A	A	A	妥当	サービス向上のため、地域との連携を図りながら行事の開催を行う等の取組みを行っており、全体的に適切な管理運営が行われている。
25	東京都台東区立くらまえ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	84.5	%	A	A	A	A	妥当	全体的に適切な運営が行われている。介護度の重い利用者、医療処置の必要な利用者を積極的に受け入れるとともに、利用者ニーズに応じたサービスの提供に努めている。
26	東京都台東区立まつがや高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	89.0	%	A	A	S	A	妥当	適切な管理運営がなされており、入浴サービスの拡充など、利用者のニーズを反映させた事業運営が利用率の増加へと繋がった。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H26 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
27	東京都台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人聖風会]	利用率(一般型デイサービス)	82.2	%	A	A	B	A	要 努力	利用者に対するきめ細やかな対応により、利用者および家族から高い評価を得ており、適切な施設運営を行っている。サービス内容の周知・普及啓発に努めたが、利用方法の多様化が影響し、利用率の改善には至らなかった。
28	東京都台東区立たなかデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	73.9	%	A	A	A	A	妥 当	施設の管理運営は適切に行われている。サービス向上のため、様々な行事やイベントを開催するなどの取組みを行っており、利用率は向上した。
29	東京都台東区立せんぞくデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	65.8	%	A	A	S	A	妥 当	介護福祉士やケアマネージャー等、有資格者の適切な配置や、案内ちらし・パンフレットの配布によるサービス内容の普及啓発など、利用率向上のための多様な取組みが行われ、利用率は10%以上増加した。
30	東京都台東区立老人保健施設千束 [公益社団法人地域医療振興協会]	老人保健施設・ショート利用率	95.2	%	A	A	S	A	妥 当	通所リハビリテーションの定員を拡大するなど、サービス向上に対する取組みが成果を上げており、利用者数は順調に伸びている。
31	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束 [社会福祉法人台東つばさ福祉会]	稼働率	99.2	%	A	A	A	A	妥 当	関係団体と連絡・調整を取りながら障害福祉の担い手として、適切な施設の維持管理及び利用者本位のサービス提供に努めている。
32	東京都台東区立台東病院 [公益社団法人地域医療振興協会]	病床利用率	90.5	%	A	A	A	A	妥 当	患者数の増加や事業収支の改善など、全スタッフによる運営改善の成果が表れている。また、地域の関係機関との連携により、高齢者の在宅生活支援の充実を図るなど、区の慢性期医療を担う拠点病院として機能している。
33	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」 [株式会社ニッコクトラスト]	利用率	27.5	%	A	A	A	B	要 努力	施設を適切に管理しており、利用者の満足度は高いものの、事業計画外の支出を行っているため、適正に予算を執行する必要がある。
34	東京都台東区立東上野乳児保育園 [社会福祉法人康保会]	入所児童数(4月1日現在)	60	人	A	A	A	A	妥 当	関係法令を遵守した、適正な事業運営・施設管理を行っている。新たな自主事業の実施により、地域との交流を深めつつ、利用者に対しては満足度を上げるよう努力している。
35	東京都台東区立ことぶきこども園 [特定非営利活動法人子育て台東]	入所児童数(4月1日現在)	206	人	A	A	S	A	妥 当	日常的に施設・設備等の安全確保に努めている。園内研修を充実させることで、職員全体の能力向上を目指し、質の高い教育・保育を提供している。保護者からの満足度も高く、適正な管理運営が行われている。
36	東京都台東区立たいとうこども園 [社会福祉法人東京児童協会]	入所児童数(4月1日現在)	147	人	A	A	B	A	要 努力	事業開始初年度でもあり、保護者への対応に苦慮する場面が見られたが、保護者ニーズを活かした事業運営に取り組みとともに、職員研修を重視し、質の高い教育・保育を目指すなど、保育サービスの向上に努めている。
37	東京都台東区立千束児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	32,308	人	A	A	A	A	妥 当	児童館を利用する機会が少ない中高生が、遊戯室の利用方法の工夫により大幅に増えた。また、イベントでのボランティアの受け入れを積極的に行い、児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
38	東京都台東区立玉姫児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	26,117	人	A	A	A	A	妥 当	日頃の行事や活動の工夫により日常的な利用が定着し、年々利用者数が増加している。また、関係団体との連携も継続的に図っており、児童・保護者が安心して相談ができる環境を整えている。
39	東京都台東区立台東児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	14,512	人	A	A	A	A	妥 当	日頃から地域との繋がりを大切にし、利用者ニーズを捉えた魅力ある行事を積極的に取り入れてきたことにより、幅広年齢層の利用に繋がった。また、利用者アンケートにおいても、高い満足度を維持している。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H26 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
40	東京都台東区立池之端 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	36,861	人	A	A	S	A	妥当	数年後の中高生の利用を目指し、小学校高学年を対象にした活動を強化するなど、計画的な取組みを行っている。また、利用者との丁寧な関わりや事業の工夫により、利用者数は増加している。
41	東京都台東区立松が谷 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	34,209	人	A	A	A	A	妥当	地域との連携や異年齢交流による活動を積極的に行っている。また、行事参加から日常利用に繋がるよう、児童館本来の利用を重視した活動に取り組んでいる。
42	東京都台東区立今戸児 童館 [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用者数	20,822	人	A	A	A	A	妥当	乳幼児親子向け活動や幼児タイムの増設により、広い地域からの来館に繋がり、利用者数は伸びている。公園活動も充実しており、地域の児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
43	東京都台東区立寿児 童館 [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用者数	59,510	人	A	A	S	A	妥当	保護者向け活動を充実したことにより、乳幼児親子等の日常利用・土日利用に繋がり、利用者数は大幅に増加した。また、時間や場所の住み分けを行い、幅広い年齢層が継続して日常利用できるよう工夫している。
44	東京都台東区立社会教 育センター [アズビル 株式会社]	利用率	48.5	%	A	A	A	A	妥当	サークルフェスタの自主運営が進み、参加サークルが活性化し、順調な事業運営となっている。また、利用者との関係も順調である。更に、独自の省エネシステムを導入し、節電に努めるなど、適切な施設運営を行っている。
45	東京都台東区立千束社 会教育館 [アズビル株 式会社]	利用率	49.6	%	A	A	A	A	妥当	住民のニーズに応えるため、講座内容の充実や実施方法の工夫をし、順調な事業運営となっている。また、昇降困難な方への配慮等、利用しやすい環境整備に取り組んでおり、適切な施設運営を行っている。
46	東京都台東区立小島社 会教育館 [アズビル株 式会社]	利用率	32.9	%	A	A	A	A	妥当	参加者の裾野を広げるために、ニーズが高いと思われる講座の定員設定を工夫。また、サークル参加者の志気があがる展示ケースの設置など事業運営を工夫している。
47	東京都台東区立根岸社 会教育館 [アズビル株 式会社]	利用率	41.4	%	A	A	A	A	妥当	利用者の要望に速やかに対応している。また、省エネ・節電に努めるとともに、利用者の安全に配慮した環境整備など、適切な施設運営を行っている。
48	東京都台東区立今戸社 会教育館 [アズビル株 式会社]	利用率	32.0	%	A	A	A	A	妥当	有志の方々によるサークルの発足の相談に細やかに応じた結果、サークルが3団体発足した。また、2020年東京大会を踏まえた講座の実施などを行い、適切な施設運営を行っている。
49 ~ 55	台東リバーサイド スポーツセンター [公益 財団法人台東区芸術文 化財団]	利用者数	439,146	人	A	A	A	A	妥当	協定書に基づき適切に事業運営、施設管理が行われている。利用者のニーズを捉えることに努めて個々に対応していくことで、区のスポーツ振興の拠点施設としての役割を果たしている。
56	東京都台東区立社会教 育センター清島温 水プール [アズビル株 式会社]	利用者数	66,645	人	A	A	A	A	妥当	協定書に基づいた適切な事業運営、施設管理が行われている。また、利用者の要望や区のスポーツ振興基本計画を踏まえた自主事業を実施し、利用者ニーズに応えた運営を行っている。

## ( 2 ) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

### ( 設 置 )

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設(以下「施設」という。)の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価(以下「施設管理評価」という。)を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### ( 所掌事項 )

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

### ( 組 織 )

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者をもって組織し、区長が委嘱する。

### ( 委員の任期 )

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### ( 委員長及び副委員長 )

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### ( 会 議 )

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

### ( 部 会 )

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	平 沢 茂	文教大学 名誉教授(元 教育学部教授)
副委員長	堀 内 一 男	元 跡見学園女子大学 文学部教授
委員	角 田 淳	中小企業診断士 台東区産業振興事業団 商工相談員
	峯 岸 由 美 子	台東区社会教育委員
	池 尾 清 美	台東区スポーツ推進委員

(4) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

ア 評価委員会 審議経過

日 程	審 議 事 項
平成27年10月29日	(第1回) 評価の実施方法の決定
平成27年12月16日	(第2回) 評価結果のまとめ 評価委員会報告書の構成
平成28年 1月 7日	(第3回) 評価委員会報告書の決定

イ 施設の視察調査、ヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設
平成27年11月 5日	東京都台東区立社会教育センター 東京都台東区立千束社会教育館 東京都台東区立千束社会教育館 東京都台東区立千束社会教育館 東京都台東区立千束社会教育館 (生涯学習推進担当 生涯学習課)  東京都台東区立社会教育センター 清島温水プール (生涯学習推進担当 青少年・スポーツ課)
平成27年12月2 - 3日 【1泊2日】	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」 (教育委員会事務局 学務課)



## (5) 台東区指定管理者制度運用指針

平成20年11月26日策定

平成22年 5月11日改定

### 1. 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

### 2. 適用方針

#### (1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

#### (2) 適用対象外とする施設

(1)の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

法令等により、区が管理主体となることが定められている場合

区が管理運営を行うべきであると、区長が判断した場合

### 3. 指定管理者の選定方法

#### (1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

#### (2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合

施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合

区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合

複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

### (3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるかと区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものとする。

### (4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

## 4. 公募条件の設定

### (1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

### (2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

台東区から指名停止措置を受けているもの

会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

過去3年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

### (3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

## 5. 指定期間

### (1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

### (2) 特例期間

区長が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

### (3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

## 6. 選定手続き

### (1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者（外部委員）と区職員（内部委員）で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

### (2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

団体の実績・安定性

区の求める管理水準の確保

サービス向上への取組み

運営効率化への取組み

危機管理・安全確保の取組み

職員育成の取組み

### (3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

#### (4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。

ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

#### (5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

### 7. 協定等の締結

#### (1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

指定期間

業務の範囲

指定管理料

利用料金

施設の修繕

個人情報の保護

リスク分担

指定の取消し

#### (2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

### 8. 評価の実施

#### (1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、毎年度、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

事業の運営

施設の維持管理

利用者の満足度

歳入歳出

( 2 ) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記( 1 )に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

( 3 ) 財務分析の実施

指定管理者( 区の出資団体を除く。 ) に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

9 . 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合

上記 及び を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合

指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

( 6 ) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧 ( 平成 2 8 年 1 月現在 )

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村不動産パートナーズグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	5年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
28	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
29	せんぞくデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
30	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年	
31	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課
32	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課
33	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	(株)ニッコクトラスト	5年	学務課
34	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
35	たいとうこども園	(福)東京児童協会	5年	
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
44	谷中児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
45	社会教育センター	アズビル(株)	5年	
46	千束社会教育館	アズビル(株)	5年	
47	小島社会教育館	アズビル(株)	5年	
48	根岸社会教育館	アズビル(株)	5年	
49	今戸社会教育館	アズビル(株)	5年	
50 ～ 56	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・水泳 場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	5年	青少年・ スポーツ課
57	社会教育センター清島温水プール	アズビル(株)	5年	

指定管理者団体数 14 団体

株式会社 3 (企業グループを含む)、NPO 法人 1、社会福祉法人 7、公益社団法人 1、  
公益財団法人 2

平成27年度  
台東区指定管理者施設管理評価報告書

平成28年1月  
(平成27年度登録第85号)

台東区指定管理者施設管理評価委員会  
【事務局】 台東区企画財政部企画課(経営改革担当)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話03(5246)1013

FAX03(5246)1019

メールアドレス:kikaku@city.taito.tokyo.jp